予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款:総務費 項:企画開発費 目:県民生活行政費

事業名 多重債務者生活再建支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号:058-272-1111(2986)

E-mail: c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 121 千円 (前年度予算額:121 千円)

<財源内訳>

				財	源	内	訴	1		
区分	事業費	国 庫	分担金	使用料	財産	寄附金	その他	県 債	_	般
		支出金	負担金	手数料	収入				財	源
前年度	121	0	0	0	0	0	0	0		121
要求額	121	0	0	0	0	0	0	0		121
決定額										

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

- ・令和2年度に県に寄せられた多重債務に関する相談件数は117件であり、 相談件数は減少傾向にある。しかしながら、相談を躊躇する多重債務者も潜 在するなど状況は依然深刻なものがある。
- ・また、自己破産等により債務整理をしたとしても、その後の生活再建や家計 管理に不安を訴える相談者も多い現状がある。
- ・多重債務問題を個人の問題にとどめず社会的問題と認識し、健全な社会生活 を送れるよう総合的な支援を行う必要がある。

(2) 事業内容

- □多重債務者生活再建支援事業
 - ○県、市町村職員、相談員の資質向上
 - ・県、市町村の相談対応者や生活困窮者自立支援に携わる職員に対する研修会の実施
 - ○相談窓口、早期相談、解決方法の啓発
 - ・消費生活に関する他の広報と併せて実施

□無料相談会の開催

県弁護士会、県司法書士会との連携により、毎月1回無料相談会を開催 (偶数月 県民生活相談センター 奇数月 県総合庁舎)

□関係組織の運営

「多重債務問題検討会」

(3) 県負担・補助率の考え方

多重債務問題に関しては、弁護士会・司法書士会等の関係団体と緊密な連 携を必要とするが、県民の安心・安全を確保する中核として県が取組む必要 が求められるため、事業実施が必要である。

(4)類似事業の有無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
消耗品費	50	事務用品・コピー
会議費	4	お茶代
役務費	36	電話代・郵送代
使用料	31	会場借上料
合計	121	

決定額の考え方

4 参考事項

(1)各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
 - (2) 安らかに暮らせる地域
 - 3 犯罪・交通事故防止の推進

【岐阜県消費者施策推進指針】 2 消費者被害の救済

(2)後年度の財政負担

・多重債務相談者数の推移を見ながら事業の継続性について検証する。

事業評価調書

新規要求事業	AIIF
継続要求事業	Ė

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

多重債務無料相談の実施により、問題解決を図るとともに、生活再建を支援し、多重債務に苦しむ県民の根絶を目指す。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	H26		R3 年度		終期目標	
1日 1木 1日	実績	実績	目標	目標	(R5)	達成率
多重債務相談件数	172	117	109	102	94 (R5)	80.3%

〇指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

令	多重債務問題検討会の開催:1回(書面開催)
和	(メンバー:県弁護士会、県司法書士会、日本司法支援センター等)
2 年	消費生活相談部門だけでなく、福祉部門、徴収部門など幅広い担当者
度	が情報交換することで、多重債務問題の早期発見と相談部門との連携が
	図られた。
令	
和 3	
年	
度	指標① 目標: 実績: 達成率:%
令	
和 4	
年度	
度	指標①

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない

(評価) 2

多重債務問題は、平成22年6月の改正貸金業法の完全施行によ り、相談件数は減少しているが、依然サラ金等への返済に苦しむ 県民が多数存在していると推測される。また、債務消滅後でも生 活再建に苦慮する県民も存在すると見込まれることから、事業実 施の必要性がある。

事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない

多重債務者の抱える問題が債務整理だけでは解決できない例があ 2

ることから、生活再建に向けた取組みを合わせて行う。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている

(評価)

弁護士会・司法書士会等の関係団体と緊密な連携を図り、早期解

決に向けた取組みを行っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

たとえ多重債務問題が解決しても、家計管理ができなければ再度多重債務 に陥る可能性があることから、相談にとどまらず生活再建まで支援する必要 がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

今後とも、多重債務に悩む県民の相談に乗り、問題を解決するため事業を 継続する必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	